

# 企業庁のあり方に関する基本的方向について

平成 19 年 2 月 14 日

三 重 県



## 企業庁のあり方に関する基本的方向について

地方公営企業を取り巻く環境は事業を開始した時点に比べて大きく変化し、人口の減少や市町村合併の進展など様々な社会環境変化が起こっており、それへの対応が求められている。一方、制度面では指定管理者制度や地方独立行政法人の活用など多様な主体による管理、運営の経営手法が可能となってきている。

このような動きに対応するため、企業庁においては、平成17年度に第三者機関として「企業庁の今後のあり方検討会」を設置し、平成18年3月に企業庁長に提言が行われたところである。一方、これと並行して、三重県議会においても、議長の諮問機関として「三重県議会公営企業事業の民営化検討委員会」が設置され、同委員会の報告を踏まえ、平成18年3月に議長から私に対し、「三重県企業庁事業の民営化に向けた提言」がなされたところである。

このような経緯を踏まえ、平成18年3月の「みえ経営改善プラン」において、企業庁の経営形態等将来のあるべき姿について基本的な方向を示すことを公表し、その検討のため、平成18年6月に「公営企業（企業庁）のあり方検討委員会」（以下「検討委員会」と言う。）を設置したところである。

この検討委員会に対し、県民の利益を確保するという視点に立って、補完性の原理に照らした国・地方あげての政府のスリム化等社会全体のコスト削減や危機管理上の適切な対応など、県の責務を果たすための最適な経営形態を検討していただくようお願いし、1月24日に最終報告がなされたところである。

検討委員会では、企業庁の将来のあるべき姿について「新しい時代の公」の下での「県が担う領域の判断基準」を踏まえ、県民の目線に立ってしっかりと検討され、10年後を見据えた結論をいただいたと認識している。このため、企業庁が行っている三事業の経営形態については、検討委員会の報告を尊重し、以下の方向で進めるものとする。

### 1 水道用水供給事業の経営形態のあり方

#### （1）民間的経営形態の導入

##### 技術管理業務の包括的な民間委託の導入

水道用水供給事業は、ライフラインの確保、危機管理面などからの公的関与の必要性、他の自治体の民間事業者の参入状況等の例から判断すると、直ちに実施主体を民間とする性格の事業ではない。

このため、公営企業形態で事業を継続することとするが、県と市町の役割分担を検討のうえ、市町への一元化が当面対象とならない地域については、更なる民間的経営形態の導入を進めることでコスト縮減を図るため、民間企業の成熟度を見極めながら、共同管理を行っている工業用水道事業と合わせて技術管理業務の包括的な民間委託を導入するものとする。

## 指定管理者制度及び地方独立行政法人の活用

指定管理者制度や地方独立行政法人の活用については、他の自治体の例や民間事業者の参入状況等に留意しつつ効果を慎重に検証することが必要であり、将来的な検討課題とする。

### (2) 市町との役割分担

1市への供給を行っている地域については、より効果的な事業運営が図れる市の水道事業への一元化を進める。ただし、市への移譲にあたっては、市側の受入体制を整える必要性や財政面の市の負担を踏まえ、移譲時期や技術面・財政面での配慮の必要性などについて市と十分協議するものとする。

## 2 工業用水道事業の経営形態のあり方

### (1) 技術管理業務の包括的な民間委託の導入

工業用水道事業は、国土保全面、産業基盤面、地域振興面などからの公的関与の必要性、他の自治体の民間事業者の参入状況等の例から判断すると、直ちに実施主体を民間とする性格の事業ではない。

このため、公営企業形態で事業を継続することとするが、更なる民間的経営形態の導入を進めることでコスト縮減を図るため、民間企業の成熟度を見極めながら、共同管理を行っている水道用水供給事業と合わせて技術管理業務の包括的な民間委託を導入するものとする。

### (2) 指定管理者制度及び地方独立行政法人の活用

指定管理者制度や地方独立行政法人の活用については、他の自治体の例や民間事業者の参入状況等に留意しつつ効果を慎重に検証することが必要であり、将来的な検討課題とする。

## 3 電気事業の経営形態のあり方

### (1) 水力発電事業の民間譲渡

電気事業は、水力発電が再生可能なクリーンエネルギーであり、一定の公的関与の必要性はあるが、水力発電事業については、既に電力会社も実施しており、民間譲渡した場合でも事業の継続が期待できることから判断すると、民間譲渡が最初の選択肢となる。このため、譲渡額の精査、譲渡先の検討、譲渡方法などの検討を進め譲渡方針を整理するものとする。

### (2) 水力発電事業の譲渡条件の考え方

譲渡条件としては、適正な譲渡価格の設定に加え、

- ・全ての発電所が継続して運営されること
- ・地域貢献の取組が継続されること

を条件の基本としながら、総合的な視点で検討を行う。

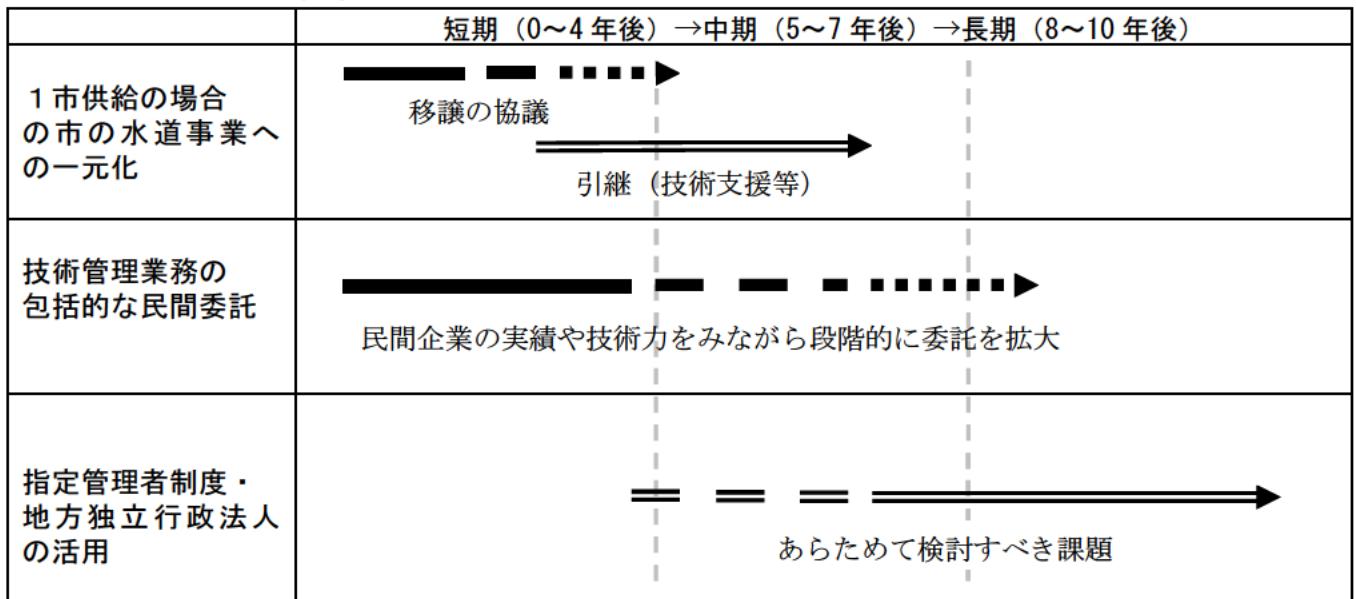
なお、上記の条件を満たすことが困難な場合は、再度、対応策を検討する。

### (3) RDF 焼却・発電事業の今後のあり方

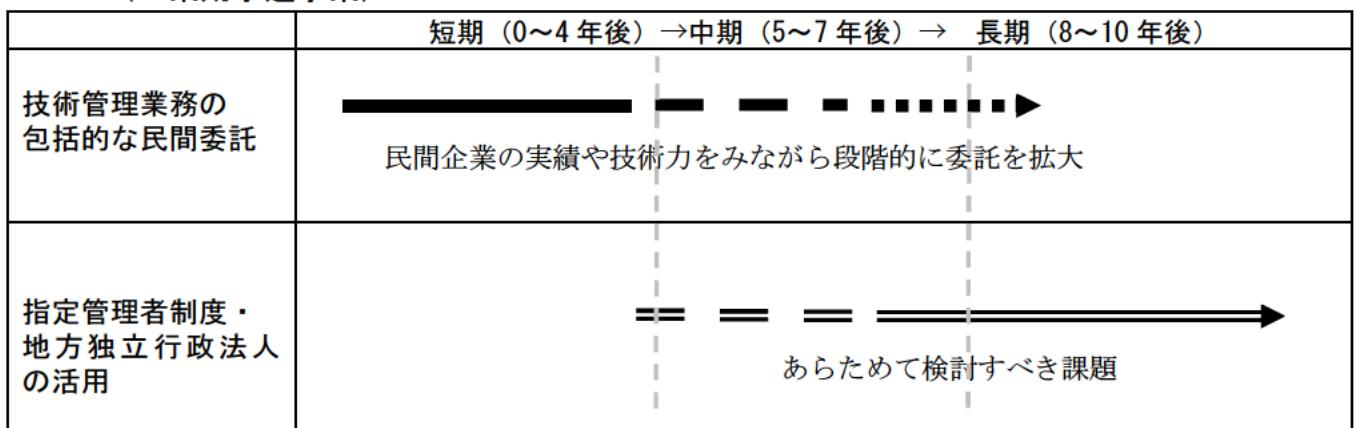
モデル事業として企業庁が実施しているRDF 焚却・発電事業は、水力発電事業の附帯事業である。本体事業の水力発電事業を民間譲渡する場合は、企業庁で実施する位置づけがなくなることから、関係市町と事業の運営方法について協議を行うものとする。

### 3 事業の経営形態の見直し工程（イメージ）

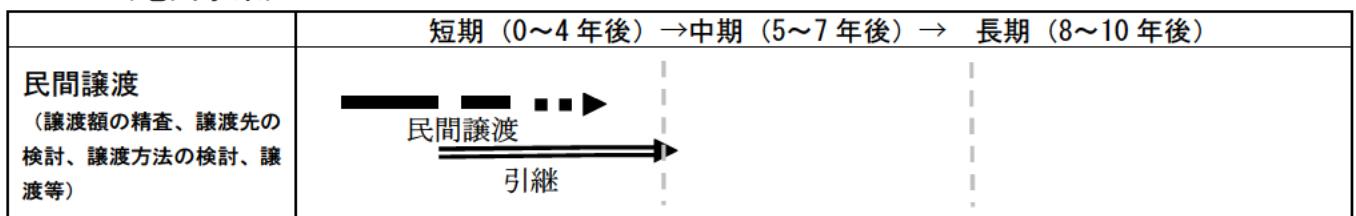
#### （水道用水供給事業）



#### （工業用水道事業）



#### （電気事業）

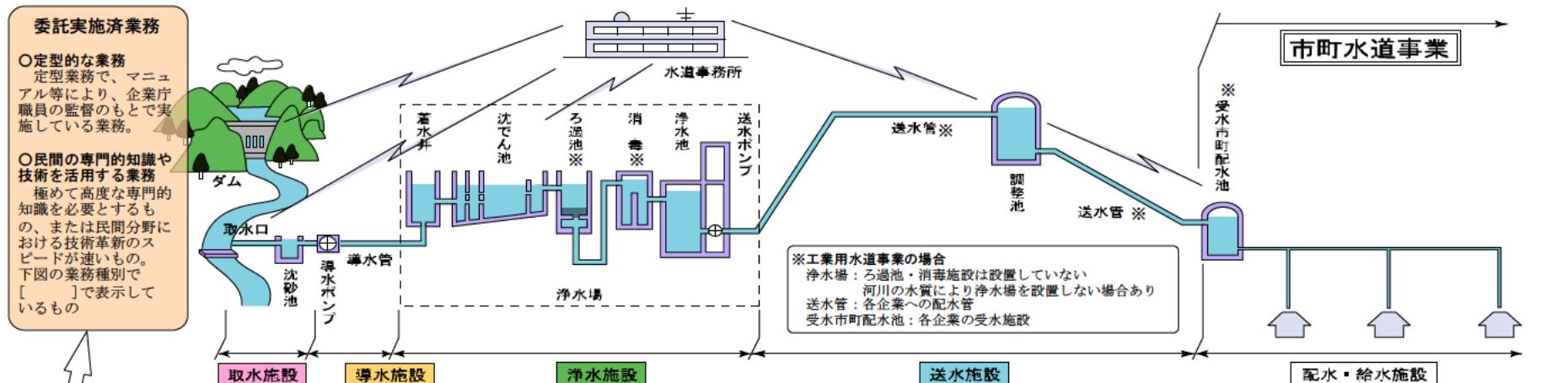


※譲渡条件が整わなかった場合は、再度、対応策を検討する。

凡例 見直しを具体的に進める

状況に応じて取り組む

## (参考) 水道用水供給事業（工業用水道事業）の業務内容と民間的経営形態の導入



委託の現状	業務種別	取水施設	導水施設	清水施設	送水施設	
業務内容 企業庁職員が実施	委託実施済	技術管理業務	取水口除塵 施設保守点検	管路の巡回点検 管路の除草等 空気弁点検清掃	沈殿池清掃、天日乾燥汚泥搬出 清水場の夜間休日警備 〔電気・計装設備の点検〕 〔ポンプ分解点検業務〕	管路の巡回点検 管路の除草等 空気弁点検清掃
			清水場、ポンプ所の運転監視（北勢、南勢）			
	企業庁職員が実施	清水場、ポンプ所の運転監視（中勢、志摩）			施設管理、充水・洗管作業	
		施設管理、充水・洗管作業		施設管理、充水・洗管作業		
		配水運用・管理、漏水等の緊急時対応				
		水源の監視、管理		水質管理（水質検査）		
	水利関連業務	水利権更新				
		(取水制限) 河川管理者、他県利水事業者等との調整 ←渴水対応→ 受水市町【企業】と調整（給水制限）				
		固定資産等管理業務				
		料金設定、経理、検針、料金收受				
		施設整備（改築）計画の策定 施設の建設・改築・修繕に係る設計・積算・監督業務				
		財政計画、給水契約				

民間的経営形態の導入			
(現状) 部分委託 事業主体は企業庁 企業庁の管理下で業務の一部を民間委託			地方独立行政法人（企業庁組織からの移行）
包括的な民間委託 事業主体は企業庁 水道の管理に関する技術上の業務の全部又は一部を包括的に民間委託			
指定管理者制度 事業主体は民間事業者 財政計画や施設整備業務等を含め包括的に運営を民間に委任 一部業務は委託者側（県）が実施する場合有り			